

■ その他事項に関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
1	平成29年2月総合事業説明会	介護予防、日常生活支援総合事業についてのリーフレットの内容は、いただいたもので(作成中と説明があったが)ほぼ完成なのか。新しい言葉が多々でてきてわかりにくい。完成したものの配布の時期はいつごろの予定か。	説明会でお配りしたリーフレット案を基本に、市民向けのリーフレットを作成している。 配布時期については、平成29年7月中旬頃を予定している。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
2	平成29年2月総合事業説明会	新しい契約書の切り替えの期間について。どれくらいの期間で行えばよいのか。	契約変更の猶予期間は、訪問型サービスAの移行経過措置期間と合わせて4/1～9/30までの半年間とする。 なお、新しい契約書で契約を締結をした後から、簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA・C)の手順による支援が可能となる。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
3	平成29年2月総合事業説明会	契約書が解りづらい為、説明しやすい書類はないのか。	現在のところ、作成する予定はない。 総合事業のリーフレットや介護予防ケアマネジメントガイドラインを活用しながら、利用者への説明を行っていただきたい。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
4	平成29年2月総合事業説明会	訪問介護の駐車許可証については、介護保険ではなく保険者ごとの事業となる総合事業においても可能なのか。	訪問介護事業所等の使用車両にともなう駐車許可申請については、従来どおり申請が可能です。	訪問先の地域を管轄する警察署へお問い合わせください。
5	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	給付制限を受けている利用者：市が審査・支払いを行うことになるが、その窓口は包括支援センターでいいのか？そのやり取りは具体的にどのようにするのか？	給付制限を受けている利用者で市が審査・支払いを行うこととなるのは、予防訪問介護相当・予防通所介護相当のサービス利用分のみであるので御留意いただきたい。(例えば、予防通所介護相当と訪問型サービスAを利用していた利用者の場合、予防通所介護相当の請求は市へ、訪問型サービスAの請求は従来通り国保連へ行うこととなる。) 当者の審査・支払いを行う書類の提出先は介護保険課となる。審査・支払いの具体的な手順は、まず、審査支払いに必要な書類としてサービス提供事業所からは「請求書」と「提供実績の写し」を、地域包括支援センター(委託の場合は委託先居宅介護支援事業所)からは「給付管理票の写し」をサービス利用月の翌月以降、毎月市へ提出してもらい、その後提出書類の内容を市で審査し、支払う流れとなる。(「請求書」についてはフォーマットがあり、該当者が発生した場合に市からサービス提供事業者へ様式を渡している。) なお、国保連への請求は毎月10日が×日となっているが、市で審査・支払いを行う分については10日以降でも構わない。ただし、必要書類が全て揃わないと手続きが行えない為、留意していただきたい。審査・支払いの事務を円滑に行うため、市に提出が必要な書類は、ケアマネジメント側・サービス提供事業所側それぞれタイミングを合わせて提出していただきたい。 提出書類の様式などの説明があるため、該当者が発生した場合には、介護保険課給付担当まで、担当ケアマネジャーより連絡をいただきたい。 (参考に介護予防ケアマネジメントガイドラインp73～p74、p130～p131の給付制限の項目も参照いただきたい。) 給付制限対象者については稀なケースであるため、参考までに知っておいていただく程度で事務上は差し支えない。 ※本回答は、平成29年5月サービス提供分までに係るもので、平成29年6月サービス提供分以降は、規定の改定により、給付制限の取り扱いを行わないこととしているので、注意されたい。	介護保険課 給付担当 042-620-7416

■ その他事項に関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
6	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	今回の改正で、同じようで異なる意味の語彙がたくさんできました。 今後、本人、家族から聞かれた場合、もしくは包括や市役所とやりとりする際に、すぐに回答できるように『ミニ辞典』を作成していただくと助かるが如何でしょうか。	今回発行した介護予防ケアマネジメントガイドラインである程度、サービスや事業の趣旨説明は行っているが、今後制度改正とともに介護予防ケアマネジメントガイドラインの改訂を行うため、用語辞典についてはその際に合せて考慮していきたい。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
7	平成29年4月4日片倉ケア マネ交流会	予防訪問介護相当の人は、一般介護予防事業の利用は可能か。	予防訪問介護相当を利用していることを理由として一般介護予防事業が利用できないということはない。併用していただいて差支えない。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
8	平成29年4月4日片倉ケア マネ交流会	広報を読んだ利用者は不安を感じている。高齢者に分かりやすい説明をしてほしい。	介護予防・日常生活支援総合事業の仕組みについて、市としても積極的に普及啓発を行っていきたいと考えている。 なお、平成29年度に市民向けの介護予防・日常生活支援総合事業リーフレットの作成を予定している。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
9	平成29年4月17日 めじろケアマネ交流会	精神疾患や認知機能低下がある者 発達障害があると思われるが、はっきりした診断名がつけられておらず疑いがある場合は医師に聞き取り、経過記録に残すことでも良いか？	主治医意見書に発達障害の記載が無い場合であっても、医師への聞き取りの結果、国際疾病分類（ICD-10）第5章精神と行動の障害に該当する疾患が認められる場合、その旨を経過記録に残すことで、相当サービスの利用として差支えない。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
10	平成29年4月17日 めじろケアマネ交流会	訪問介護を利用する場合、全員に資料請求で認知症高齢者の生活自立度を確認しないとイケないか？（日常生活自立度はⅡa以上の方は全員予防訪問介護相当への移行をしなければならないか）事業対象者も要支援同様に資料請求に利用者署名なしでの資料請求が行えるのか？	・利用者全員の認知症自立度を確認する必要はないが、アセスメントの結果、認知機能の衰えが顕著で予防訪問介護相当サービスの利用の必要性を感じた場合等に適宜確認していただきたい。 ・訪問型サービスAのサービス提供に従事できる生活支援ヘルパー（市の規定する研修を修了した者）は、サービス提供者となるための研修カリキュラムにおいて障害者理解や認知症にかかる内容について深く学べるような時間を十分に設けていない。そのため、予防訪問介護相当サービスに該当する利用者へのサービスの質を担保する観点から、市の方針として予防訪問介護相当サービスを利用することとしている。 従って、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の方は、サービスの質の確保の観点から、訪問型サービスAの提供は想定しない。 ・事業対象者は認定調査を行っていないため、開示請求の対象となる認定資料が存在しない。そのため、認知症自立度ではなく、認知症の診断を受けているか否かで判断して頂く。ただし、事業対象者はそもそも要支援1と同程度か更に軽度の状態像を想定しているため、認知症日常生活自立度Ⅱa以上のような状態像が想定し難く、そのような状態像の利用者であれば、チェックリストではなく認定申請によるサービス利用が望ましいのではないかと考える。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
11	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	指定難病の一覧でアイウエオ順になっている等、見やすい物がありますか？	厚生労働省のホームページで「指定難病病名一覧表」をエクセルデータで公開している。参考に御参照いただきたい。 <厚生労働省ホームページ> http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>健康>指定難病	介護保険課 給付担当 042-620-7416

■ その他事項に関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
12	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	今後の介護予防・日常生活支援総合事業のロードマップみたいなものはどこかで確認できるのでしょうか？	現在、本市における総合事業のロードマップを確認できるものはないが、制度やサービスの周知および普及啓発を図るため、総合事業の市民向けリーフレットを作成中である。 総合事業における各取組については、かいせい便りでの発信や市ホームページ等で随時情報発信を図っていく。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
13	平成29年5月19日 長沼ケアマネ交流会	財政制度分科会で提出された改革案にある「要介護1・2の軽度者に対するサービスの在り方・検討の見直し」について、八王子市としてどのように移行していく予定なのか。	要介護1・2の方に対するサービスを地域支援事業へ移行する事が国の資料において示唆されている点についてのご質問とお見受けする。 国の見解として、今は、既に地域支援事業へ移行済みである「要支援」認定者へのサービスについての検証期間ととらえており、「要介護」認定者へのサービスについては具体的な移行の内容やスケジュール、また、そもそも移行するのかどうかも含め具体的に明示されていない。 そのため、現時点では、市としては国の動向を待っている段階であり、移行を検討できる段階に無い。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
14	平成29年5月19日 長沼ケアマネ交流会	訪問介護に関する書類が簡素化されると聞いていたが、どこが変わったのかよくわからない。(利用者の様子の記入は月度ごとに必要か否かなど・・・)	ご質問の内容は訪問型サービスAの書類の簡素化についてとのこととして回答させていただくと、予防訪問介護相当の計画の記載内容として、「提供を行う期間」があるのに対し、訪問型サービスAの計画書についてはそれがなく、訪問介護と同様としている。 また、訪問型サービスAの計画に対するモニタリングが不要で、介護予防支援事業者に対するモニタリング報告も不要としている。なお、このことについてはホームページに案内しているのでそちらもご参照いただきたい。 ＜ホームページ掲載先及びURL＞ トップ＞事業者の方へ＞介護事業所・高齢者施設の開設・届出等＞介護サービス・高齢者施設事業者の方へ＞総合事業（指定第一号事業）＞訪問型サービスA（緩和基準） http://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/004/005/p004128.html ※ 訪問型サービスAの人員、運営等に関する基準の概要（説明会資料抜粋版）（PDFファイル 965.0KB）の10ページの表を参照	高齢者いきいき課 事業者指定担当 042-620-7452
15	平成29年6月5日 高尾ケアマネ交流会	訪問介護や通所介護は月途中の利用や解約は日割りするが、通所リハビリはしないのは何故？	月額包括報酬に係る日割り請求の取り扱いについては、「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」（平成27年3月31日 厚生労働省老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課 事務連絡・I-資料9）において定められている。介護予防通所リハビリテーションの日割りについては、利用者との契約開始や契約解除がその事由として定められていないため、月の途中で契約したり、あるいは契約を終了させても日割りの適用とならない。 一方、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス、通所型サービスは、利用者との契約開始や契約解除が日割りとなる月途中の事由として定められており、これは日割りの適用になる。	介護保険課 給付担当 042-620-7416